

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（太田侑孝君） ただいまから、平成29年第1回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（太田侑孝君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（太田侑孝君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（太田侑孝君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

2月24日、町長から第1回定例会の招集告示をした旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、議案26件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第129条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査及び指定管理者監査の結果について報告がありました。内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（太田侑孝君） 今期定例会招集に当たり、町長より御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

きょうは平成29年第1回の川根本町議会定例議会ということで、全員の議員の皆さんに御参加いただきまして、大変ありがとうございます。

日ごろ、大変川根本町の行政に対しましても、温かい御支援、御指導をいただいておりますことを、重ねてお礼を申し上げたいというふうに思います。

どうぞ、今期よろしく願います。

○議長（太田侑孝君） 御苦労さまでした。



### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（太田侑孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、森照信君、10番、鈴木多津枝君を指名します。



### ◎日程第2 会期の決定

○議長（太田侑孝君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月23日までの22日間に決定しました。



### ◎日程第3 議案第1号 川根本町地方活力向上地域における固定資産 税の特例に関する条例の制定について

○議長（太田侑孝君） 日程第3、議案第1号、川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第1号です。川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例制定の概要について説明をさせていただきます。

静岡県では、企業の立地環境の整備や様々な支援制度により、県内への企業拠点の形成を

図り、国内外の経済情勢の変化に適応できる多極的な産業構造への転換と、安定した雇用を創出することを目標とする、県の地域再生計画「静岡県地域本社機能移転・拡充促進プロジェクト」を策定し、事業を推進しております。

本議会で町の取り組みとして、川根本町内において企業が地方拠点の強化・拡充を行う事業者に対し、町の固定資産税の不均一課税（軽減措置）ができる制度を設けることにより、企業進出のための支援措置を実施しようとするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第1号、川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の制定については、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の制定については、第1常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第4 議案第2号 川根本町個人情報保護条例及び川根本町行政  
手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の  
利用及び特定個人情報の提供に関する条例の  
一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第4、議案第2号、川根本町個人情報保護条例及び川根本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第2号です。川根本町個人情報保護条例及び川根本町

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の概要について説明をさせていただきます。

本議案は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が平成27年9月9日に公布され、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報、いわゆるマイナンバーを国や県、他の市町村と情報連携することについて、法で定められた情報連携に加えて、条例で定める独自利用事務での情報連携が新たに定められ、平成29年5月30日から施行されることとなったことから、この追加された条文に係る本条例について、所要の改正を行おうとする内容の条例を制定することにつきまして、お認めをいただこうとするものでございます。

この改正法では関係する条例は、川根本町個人情報保護条例と川根本町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の2つの条例でありますので、関連条例として一つの議案として今議会に上程するものでございます。

施行期日は、法の施行の日と同日の平成29年5月30日からでございます。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



### ◎日程第5 議案第3号 川根本町防災会議条例の一部を改正する条例 について

○議長（太田侑孝君） 日程第5、議案第3号、川根本町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○議長（太田侑孝君） それでは、議案第3号です。川根本町防災会議条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

本改正は、平成24年に行われた災害対策基本法の改正を受け、市町村においても、防災会議と災害対策本部、両者の役割分担を明確化し、防災会議条例において、その旨を明記する必要性の御指摘を県当局より受けたことに伴い、関係事項を改正するものであります。

防災会議は災害対策の総合的・計画的な推進を担う場であり、平時において防災計画を作成するほか、防災に関する諮問的機関として機能強化を図るため、これまで規定がなかった、「地方公共団体の長からの諮問に応じ、防災に関する重要事項を審議すること等」を所掌事務に追加するものであります。

よろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第6 議案第4号 川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第6、議案第4号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第4号です。川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要について説明をさせていただきます。

本議案は、育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、人事院勧告を踏まえた国家公務員に係る法規定の改正内容に準じ、地方公務員の育児支援・介護支援に係る法規定が改正されましたので、それに伴い改正するものであります。

育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる子の範囲の拡大や、休暇の種類への介護時間の追加、介護休暇を請求できる期間の変更等が主な改正であります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第7 議案第5号 川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第7、議案第5号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第5号です。川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての概要について説明をさせていただきます。

本議案は、育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の育児休業等に関する法律において、育児休業等の対象となる子の範囲を特別養子縁組の監護期間中の子及び、養子縁組里親に委託される子に拡大するなどの改正が行われたことに伴い、関係する条文を整備する改正をするものであります。

また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の規定にあわせ、非常勤職員に関する規定を定めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第8 議案第6号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第8、議案第6号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第6号です。川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を御説明させていただきます。

本議案は、12月に行われました第4回定例会において可決いただいた課設置条例の一部を改正する条例に伴い、町長部局、教育委員会部局とも課内構成を室制に統一することを予定しております。

このことに伴い、新たに課長上位職として「参事」を設けるとともに、課内構成を室制に統一することから「係長」を廃止し、「主幹」に統一をするものであります。

なお、今回の改正は、平成29年4月1日からの施行を予定しているものであります。

以上、よろしく御審議をいただき、御決議いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第9 議案第7号 川根本町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第9、議案第7号、川根本町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第7号です。町税条例等の一部を改正する条例の概要について説明をさせていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布されましたが、その後、消費税率引き上げ時期が平成31年10月1日へと変更されたことに伴い、地方税法等と町税条例との整合性を図るため、所要の改正を行うものであります。

今回の改正は、平成29年4月1日施行とする個人住民税における住宅ローン減税措置について適用期限の2年半延長に係る改正と、軽自動車税におけるグリーン化特例の適用期間を

平成28年度限りとしたものを平成29年度まで1年間延長する改正であります。

及び、平成31年10月1日から適用、施行とする法人住民税法人税割の引き下げに係る税率改正と、軽自動車税における環境性能割導入に伴う改正であります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第10 議案第8号 川根本町社会体育施設条例の一部を改正する  
る条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第10、議案第8号、川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第8号です。川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例の概要について説明をさせていただきます。

現在、社会体育施設夜間照明施設につきましては、旧本川根地区は時間単位の貸出料金、旧中川根地区は、1回貸出料金となっており、統一性が図られていない状況にあります。

これは、施設ごとの夜間照明施設操作盤の構造の違いから差異が生じていたものでありましたが、平成28年度から2カ年計画で実施している夜間照明施設操作盤の改修により、該当施設の時間単位での利用が可能となることを受け、該当する全ての施設において1時間単位での貸出料金として統一を図り、さらに施設の適正管理に努めていくとともに、利用者の皆さんの公平性を確保していく必要性から所要の改正を行うものであります。

また、川根本町弓道場に関しましては、現在、昼間と夜間の貸出料金となっているため、午前、午後、夜間と利用時間を明確にし、あわせてさらに施設の適正管理に努めていくものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第11 議案第9号 川根本町生涯スポーツ広場条例の一部を改正する  
る条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第11、議案第9号、川根本町生涯スポーツ広場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 続きまして、議案第9号です。川根本町生涯スポーツ広場条例の一部を改正する条例の概要について説明をさせていただきます。

今回の改正は、平成28年度から2カ年計画で進めている社会体育施設の夜間照明施設操作盤の改修により、該当する夜間照明施設の時間単位での利用が可能となることにより、関係施設の貸出料金を1時間単位として統一を図り、利用者の皆様の公平性を確保するとともに、さらなる施設の適正管理に努めていくことから所要の改正を行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

---

◇

**◎日程第12 議案第10号 川根本町なかかわね三ツ星天文台条例の一部を改正する条例について**

○議長（太田侑孝君） 日程第12、議案第10号、川根本町なかかわね三ツ星天文台条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第10号です。川根本町なかかわね三ツ星天文台条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をさせていただきます。

今回の改正案は、三ツ星天文台使用料に団体割引を想定した団体割引料金を設けるものであります。

利用客からの要望や、グループでの利用促進を図るものであり、本町の他の観光施設においても団体料金設定をしていることから、今回、三ツ星天文台使用料においても同様の団体料金を設定するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

---

◇

**◎日程第13 議案第11号 第2次川根本町総合計画基本計画の策定について**

○議長（太田侑孝君） 日程第13、議案第11号、第2次川根本町総合計画基本計画の策定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第11号、第2次川根本町総合計画基本計画の策定についてに関する提案理由の説明をさせていただきます。



平成18年度に策定されました第1次総合計画は、10年後の町の将来像を「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町」～豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、誰もが安心して暮らせるふるさと～とし、実現に向け総合的・計画的なまちづくりを推進してまいりました。

この第1次計画は、平成28年度末をもって計画期間の満了となることから、今回、第2次川根本町総合計画を策定するものであります。

27年度において、総合計画の基本となる基本理念を策定し、28年度には、基本計画を策定してまいりました。

基本計画の策定では、第1次総合計画の検証をはじめ、多くの町民の皆さんの御意見をいただき、それらの意見・結果をもとに総合計画策定委員会、総合計画審議会及び職員による庁内検討委員会において議論を重ね、基本計画の素案を策定しております。

この第2次基本計画では、社会の潮流に的確に対応する、川根本町の強みを生かす施策の展開、人口減少の克服を目指す施策の展開、町の基盤を支える分野別施策の充実の4つを柱として、将来像に掲げる「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町」の実現に向けて進んでいきたいとの思いを込めて策定をさせていただきました。

以上、御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第11号、第2次川根本町総合計画基本計画の策定については、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、第2次川根本町総合計画基本計画の策定については、第1常任委員会に付託することに決定しました。



#### ◎日程第14 議案第12号 町道路線の変更について

○議長（太田侑孝君） 日程第14、議案第12号、町道路線の変更についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第12号です。町道路線の変更の概要について説明をさせていただきます。

町道上長尾田野口停車場線の開設に伴い、同路線へ連絡する町道旧上長尾保育所線の終点箇所を変更するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準ずることとされている同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第15 議案第13号 静岡市及び川根本町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約について

○議長（太田侑孝君） 日程第15、議案第13号、静岡市及び川根本町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第13号です。静岡市及び川根本町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の概要について説明をさせていただきます。

連携中枢都市圏構想は、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点的形成することを目的としております。このたび、昨年連携協約を締結した焼津市に続き、島田市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町がそれぞれ静岡市と協約を結ぶことで、中部5市2町の枠組みによる連携中枢都市圏が形成をされます。

本議案は、地方自治法第252条の第2第1項の規定に基づき、川根本町が中核市である静岡市と連携中枢都市圏を形成するために、連携協約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第16 議案第14号 静岡縣市町総合事務組合理約の変更について

○議長（太田侑孝君） 日程第16、議案第14号、静岡縣市町総合事務組合理約の変更について

を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第14号です。静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、議員及び職員の公務災害や退職手当等に係る事務の共同処理をお願いしております静岡県市町総合事務組合の構成団体の変更による規約の変更が生じたため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の変更は、裾野市及び長泉町で構成をしております「裾野長泉清掃施設組合」について共同処理を行う事務の追加から「裾野市長泉町衛生施設組合」と名称を改めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第17 議案第15号 駿遠学園管理組合理約の変更について

○議長（太田侑孝君） 日程第17、議案第15号、駿遠学園管理組合理約の変更についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 続きまして、議案第15号です。駿遠学園管理組合理約の変更について提案理由の説明をさせていただきます。

本議案は、現在、駿遠学園管理組合理約第3条第3号により実施をしております共同生活援助事業について、実施法人の変更に伴い規約の変更を行うものであります。

本議案は、地方自治法第286条第1項の規定による構成団体協議、知事許可申請のため、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第18 議案第16号 平成28年度川根本町一般会計補正予算  
(第5号)

◎日程第19 議案第17号 平成28年度川根本町介護保険事業特別  
会計補正予算(第3号)

◎日程第20 議案第18号 平成28年度川根本町簡易水道事業特別

## 会計補正予算（第2号）

### ◎日程第21 議案第19号 平成28年度川根本町いやしの里診療所 事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（太田侑孝君） 日程第18、議案第16号、平成28年度川根本町一般会計補正予算（第5号）から、日程第21、議案第19号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）までを一括議題とします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第18、議案第16号、平成28年度川根本町一般会計補正予算（第5号）から、日程第21、議案第19号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）までを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第16号から一括して説明をさせていただきます。

議案第16号です。平成28年度川根本町一般会計補正予算（第5号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億7,317万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億7,282万2,000円としたいものであります。

第2表では、繰越明許費の限度額の追加をしたいものであります。

第3表では、地方債の追加と限度額について、補正をしたいものであります。

今回の補正予算は、財政調整基金及び地域振興基金利子の増額、情報セキュリティ強化に係るネットワーク分離後の業務別パソコンの設定委託料の追加、しずプロ分の林業関係事業費補助金の増額、実績見込み等による経費の補正、実績見込み等による各種補助金や基金繰入金、町債等の補正に伴う財源更正が主な内容であります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第17号です。

平成28年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,813万7,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、12月補正におきまして計上させていただいた介護保険システム改修事業の取りやめに伴う委託料の減額をするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

議案第18号です。平成28年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ760万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億547万円としたいものであります。

今回の補正予算は、地名簡易水道、県道拡幅工事に伴う配水管布設替え工事の延期による工事請負費の減額をお願いするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、議案第19号です。平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ673万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,076万5,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、本年度のいやしの里診療所の運営経費の実績見込みによる補正であります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第22 議案第20号 平成29年度川根本町一般会計予算

◎日程第23 議案第21号 平成29年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算

◎日程第24 議案第22号 平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算

◎日程第25 議案第23号 平成29年度川根本町介護保険事業特別会計予算

◎日程第26 議案第24号 平成29年度川根本町簡易水道事業特別会計予算

◎日程第27 議案第25号 平成29年度川根本町温泉事業特別会計予算

◎日程第28 議案第26号 平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

○議長（太田侑孝君） 日程第22、議案第20号、平成29年度川根本町一般会計予算から、日程第28、議案第26号、平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題

とします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第22、議案第20号、平成29年度川根本町一般会計予算から、日程第28、議案第26号、平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第20号から議案第26号まで一括して提案理由の説明をさせていただきます。

議案第20号です。平成29年度川根本町一般会計予算の概要について説明をさせていただきます。

平成29年度当初予算は、65億4,000万円であります。前年度と比べまして3億2,300万円、率にして5.2%の増額となる予算を編成させていただきました。

平成28年度は、住民が安心して生活できるよう、各地区の自主防災会の強化事業や高度情報基盤整備事業により整備した施設の利活用など、身近な事業に重点を置き事業展開をしてまいりましたが、平成29年度予算につきましては、平成27年度に完成した情報基盤を活用した、町内小中学校でのICT教育推進事業のスタートや、従来の住民の生活環境の向上に加え、地域経済活性化のための施策の展開や多彩な地域資源を生かし、人間と自然の共生を目指した地域間交流の促進などに重点を置き、予算を編成させていただきました。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為とすることができる事項、期間及び限度額は、第2表のとおりであります。

地方自治法第230条第1項及び第2項の規定により起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表のとおりであります。

それでは、一般会計につきまして、大まかに説明をさせていただきます。

平成29年度予算につきましては、「安心して元気に暮らせるまちづくり」、「農林業が元気で、豊かな経験・自然を生かしたまちづくり」、「交流とふれあいのまちづくり」を目指し、特産物振興事業、耕作放棄地再生利用事業、茶業関係団体活動支援、フォーレなかかわね茶茗館等運営事業などの「農業の振興事業」、林業関係事業費補助金、林業関係団体補助事業、有害鳥獣対策事業、桑野山貯木場管理運営事業、桑野山貯木場トイレ建設事業などの「林業振興事業」、大井川流域観光事業、川根本町まるごと遊湯得事業、南アルプスあぶとライン周辺地域誘客事業、大井川流域地域DMO組織支援事業、ユネスコエコパーク推進事業、エコツーリズム推進事業などの「観光・地域間交流の促進事業」、ユネスコエコパーク推進事業、エコツーリズム推進事業、日本で最も美しい村連合事業、大井川沿線、景観伐採

風景整備事業などの「自然との共生事業」、空き家対策事業、空き家バンク事業（空き家改修事業費補助金等）、定住促進住宅建設事業費補助金などの「移住定住の促進」、外出支援サービス事業、在宅配食サービス事業、各種予防接種の助成、各種検診事業、地域医療推進事業、医療機器購入事業などの「個に応じた健康・医療、福祉施策の推進事業」、子育て支援センター等運営事業、対象年齢を高校3年生相当までとしている、こども医療費助成事業、南部子育て支援施設改修事業、本川根児童クラブ施設整備事業、私立保育園、私立幼稚園運営扶助・支援事業などの「子ども・子育て支援サービス事業」、癒しの里づくり事業費交付金、地域人材育成事業費補助金、地域おこし協力隊事業、産業文化祭・奥大井ふるさと祭り開催事業などの「地域活性化の推進事業」、自主防強化学業、避難所対策事業、TOUKA I-O耐震対策事業などの「災害に強いまちづくり事業」、町営バスの運行や公共交通運賃助成事業、外出支援サービス事業など「生活基盤環境の整備事業」、住宅リフォーム推進事業費補助金、起業及び事業継続チャレンジ補助金、テレワーク講習会委託事業、企業誘致推進ツアー事業、サテライトオフィス誘致支援事業などの「多様な就労環境の創出事業」、平成27年度完成した情報基盤の利活用のため、町内小中学校でのICT教育推進事業、若者交流センター奥流関連事業、中学生及び高校生海外英語研修事業、平成26年度に策定した「川根本町教育ビジョン」における「学校教育ビジョン」と「社会教育ビジョン」の推進を図る「特色ある教育の展開事業」を盛り込みました。

続きまして、国保事業特別会計へ移らせていただきます。

まず、議案第21号、平成29年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算を説明させていただきます。

国民健康保険特別会計の予算は、歳入歳出それぞれ10億1,900万円で、前年度と比べ580万円の増額です。

歳出より説明させていただきます。

別冊の資料44ページをごらんください。

第1款総務費は、3,816万1,000円であります。主な内容としましては、職員人件費、共同処理業務委託料、賦課徴収に要する費用などです。

第2款保険給付費は5億9,907万9,000円です。療養給付費、高額療養費のほか、出産育児一時金などを計上しております。

第3款後期高齢者支援金は9,709万5,000円。

第4款前期高齢者納付金は、医療費及び事務費の拠出金として、11万7,000円であります。

第5款老人保健拠出金は、廃目。

第6款介護納付金は、4,245万2,000円です。

第7款共同事業拠出金は、2億235万4,000円、高額医療費共同事業拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金などを計上しております。

第8款保健事業費は、1,467万5,000円、特定健康診査等事業費として特定健診及び特定保

健指導費用などを計上し、保健事業活動費では、レセプト点検費用、人間ドック費用助成費用などを計上しております。

第9款基金積立金は、1,391万5,000円。

第10款公債費は、2,000円。

第11款諸支出金は、115万円。

第12款予備費は1,000万円です。

次に、歳入です。

資料の41ページをごらんください。

第1款国民健康保険税は、1億9,315万8,000円。

第2款使用料及び手数料は、2,000円。

第3款国庫支出金は、1億6,864万円です。

第4款療養給付費交付金は、3,288万9,000円。

第5款前期高齢者交付金は、2億6,546万円。

第6款県支出金は、4,843万5,000円。

第7款共同事業交付金は、1億7,769万円であります。

第8款財産収入は、1万5,000円。

第9款、繰入金は、8,269万円で、その内訳は、一般会計繰入金が8,268万7,000円で、基金繰入金3,000円となっております。

第10款繰越金は、5,000万1,000円。

第11款諸収入は、2万円です。

以上が、平成29年度国民健康保険事業特別会計予算の概要であります。

続きまして、後期高齢者医療事業特別会計の説明をさせていただきます。

後期高齢者医療事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,480万円で、前年度と比べ260万円の増額です。

歳出から説明をさせていただきます。

資料の51ページをごらんください。

第1款後期高齢者医療広域連合納付金は、1億2,465万5,000円で医療保険料と保険基盤安定負担金であります。

第2款諸支出金は15万5,000円です。

歳入でございます。

資料50ページからごらんください。

第1款後期高齢者医療保険料は、8,935万3,000円。

第2款使用料及び手数料は、2万4,000円で督促手数料であります。

第3款繰入金は、3,529万円で一般会計からの繰入金であります。

第4款諸収入は、13万2,000円で、第5款繰越金は、1,000円の科目設置であります。



以上が、平成29年度後期高齢者医療事業特別会計予算の概要であります。

続きまして、介護保険事業特別会計の説明をさせていただきます。

介護保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ12億6,730万円で、前年度と比べまして1,240万円の増額です。

平成29年度は、第6期介護保険事業計画の3年目となり、居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特定施設入所者生活介護サービス費、居宅介護住宅改修費は増額となりますが、居宅介護サービス計画費、介護予防サービス等諸費は減額となっております。

歳出から説明をさせていただきます。

資料の57ページをごらんください。

第1款総務費は3,950万7,000円で、職員人件費、介護認定審査会、賦課徴収などの経費が主なものです。

第2款保険給付費は、11億8,780万円、第3款財政安定化基金拠出金は、1,000円の科目設置であります。

第4款基金積立金、101万7,000円。

第5款地域支援事業費は、3,891万4,000円で、介護予防生活支援サービス事業や包括的支援事業・任意事業などを実施する経費などを計上させていただきました。

第6款公債費は、1,000円、一時借入金利子の科目設置であります。

第7款諸支出金は、6万円です。

次に、歳入でございます。

資料の55ページをごらんください。

第1款保険料は、2億2,421万3,000円。

第2款使用料及び手数料は、1万9,000円です。

第3款国庫支出金は、3億2,429万4,000円。

第4款支払基金交付金は、3億3,855万7,000円。

第5款県支出金は1億8,385万7,000円であります。

第6款財産収入は、5,000円。

第7款繰入金は、1億9,621万8,000円で一般会計繰入金であります。

第8款繰越金は、1,000円で科目設置。

第9款諸収入は、13万6,000円です。

以上が、平成29年度介護保険事業特別会計予算の概要であります。

引き続きまして、簡易水道事業特別会計の説明をさせていただきます。

簡易水道事業特別会計当初予算総額は、歳入歳出それぞれ1億8,790万円で、前年度と比べ2,480万円の減額であります。大規模事業が終了したことが減額要因となっております。

平成29年度は、アセットマネジメント業務委託料、本川根南部簡易水道、新小長井配水池詳細設計業務委託料を計上しております。

歳出から説明をさせていただきます。

資料の63ページをごらんください。

第1款総務費は、3,387万6,000円で、職員人件費と事務費であります。

第2款水道事業費は、6,955万7,000円。第1項水道管理費には、水道施設の維持管理業務委託料や水質検査業務委託料、計装設備点検委託料などを、第2項水道建設費には、新小長井配水池詳細設計業務委託料ほかを計上してあります。

第3款基金積立金は、1万円。

第4款公債費は、8,345万6,000円で、過疎対策事業債、簡易水道事業債の元金及び利子の支払いでございます。

第5款諸支出金は、1,000円で、一般会計への操出金の科目設置を計上させていただきました。

予備費は、100万円です。

次に、歳入です。

資料の61ページからごらんください。

第1款分担金及び負担金は、9万円であります。

第2款使用料及び手数料は、1億516万4,000円で、給水使用料が主なものです。

財産収入は、1万円。

第4款繰入金は、8,052万4,000円で、一般会計繰入金が、7,349万9,000円。施設維持費や公債費への支援が主なものです。基金繰入金は、702万5,000円です。

第5款繰越金は、210万円。

第6款諸収入は、1万円です。

第7款町債につきましては、今年度大規模な事業がないため予算計上しておりません。

以上が、平成29年度簡易水道事業特別会計予算の概要であります。

続きまして、平成29年度川根本町温泉事業特別会計予算の概要について説明をさせていただきます。

温泉事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,560万円で、前年度と比べまして1,590万円の減額です。

当会計予算は、温泉を町内温泉施設へ良好に供給するための経費を計上するものであります。

歳出から説明をさせていただきます。

資料の68ページをごらんください。

第1款総務費は、1,002万7,000円で、職員人件費、事務費等の管理経費です。

第2款温泉事業費は、546万8,000円、施設維持管理経費を計上するものであります。

第3款基金管理費は、5,000円。

第4款予備費は10万円であります。

歳入であります。

資料の67ページをごらんください。

第1款使用料及び手数料は、384万9,000円です。

第2款財産収入は、5,000円。

第3款繰入金は、1,164万2,000円で、一般会計からの繰入金です。

第4款繰越金は、10万円。

第5款諸収入は、4,000円です。

以上が、平成29年度温泉事業特別会計予算の概要であります。

それでは、最後になります。

議案第26号です。平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算の概要について説明をさせていただきます。

いやしの里診療所事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,870万円で、前年度と比べまして160万円の増額です。

引き続き常駐願える医師を募集中ではありますが、4月からも継続した診療ができるよう、関係機関と協議し対応していくための予算とさせていただきます。

歳出から説明をさせていただきます。

資料の73ページをごらんください。

第1款総務費は、3,592万円。そのうち、第1項施設管理費は、医師の報酬、職員人件費等診療所の運営経費を、第2項研究研修費は、医師及び職員の研修に関する経費を計上させていただきます。

第2款医業費は、1,262万9,000円で、医薬材料費、検査手数料です。

第3款諸支出金は、1,000円。

第4款予備費は15万円です。

次に、歳入でございます。

資料の71ページからごらんください。

第1款診療収入は、3,176万6,000円。

第2款使用料及び手数料は、12万1,000円です。

第3款繰入金、1,681万円で、一般会計からの繰入金です。

第4款繰越金は、1,000円。

第5款諸収入は、2,000円です。

以上が、平成29年度いやしの里診療所事業特別会計予算の概要です。

本議案を含めまして、議案第20号から第26号までが平成29年度当初予算に関する提案理由の説明であります。

よろしく御審議の上、御採択を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は議案第20号から議案第26号までの全てについて、総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

29年度予算とてもたくさんの新しい事業も盛り込まれて、これから審査をするにおいて、非常に楽しみな面もありますけれども、私がこれまでずっと言い続けてきた子育て支援ですね、生まれてくる赤ちゃんを増やそうということについて、これまでどおりのことしか出ていないのかなど。

それから、若者の雇用を増やすという点で、具体的にどういうふうに若者の働く場所、安心して働いて結婚して子供を育てられるまちづくりを進めるのか、そういうことについて、どれくらい考えておられるのか。

それから、よく町長はお年寄りの目が輝く町にするんだと言われますけれども、そのお年寄りの目が輝く町にするには、やはり、少ない年金でやっとならしている人たちに、これ以上の負担を増やさないということがまず私は一番大事だろう、それから安心して医療や介護が受けられる、サービスが受けられる、また近所のつき合いが深まっていく、そういうことが大事だろうと思うんですけれども、そういうことについて、予算に具体的に出てくるのかもしれませんけれども、町長の、具体的なことよりも、お気持ちを、そういうことに対してどのように考えておられるのか、気持ちを込めておられるのか、その点を伺います。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君

○町長（鈴木敏夫君） 冒頭でも申し上げておりますけれども、私の考え方はこれまで3年間、特に変わったことはございません。といいますのは、私が就任したときに当初、この前の全協でもお話ししましたけれども、大井川鉄道の問題、それから川根高の問題、それから老人の待機者、施設へ入れない、その方も100人ぐらいいたというようなことがございました。その関係で、私は基本的にはその3つがまずは当面する大事な基本的な問題であるという認識のもとで行政を進めてきたという経緯があります。

その中で、高度情報基盤整備を2年前にほぼ完成したというような中で、大きな劇的な変化が起きているというふうに、実は感じております。

それらは今、子育てにつきましても、ここへ住んでいただくための最低の条件であるということの認識のもとで皆さんにもお願いし、その展開が少しずつ変わってきてるなという感じはしております。

ここは、環境的にもすばらしい南アルプスのユネスコエコパークの登録もそうですし、日本で最も美しい村連合にも加盟したということで、これは外から見ての環境がすばらしいところであるというような評価です。その中で、町に住んでいる町民が、どのような思いを持っているか、どのようにこの町を感じているかということを見ますと、この前の川根高校の

女性の2人が発表したようなことで、外から見ると大変すばらしいものがある、それを利活用していないではないかということがございまして、きめ細かな対応をすべきだというふうに思っております。

その中でもう一つ、鈴木議員もよくおっしゃいますけれども、地元にある林業、これが非常に低迷しているということは誰が見てもわかるという中で、具体的に、桑野山の貯木場を中心に、エコティの皆さんも一生懸命ですが、多くの皆さんが地域の宝物を発掘することと、今ある資源を活用するという場所をつくるべきだという思いで対応しているということです。

それから、子供の子育て、これにつきましては、つい最近新聞記者がおっしゃってましたけれども、大変この町は子育てについて一生懸命行政も応援しているけれども、地域の皆さんの連帯感がすごいというような評価もされている。

これは、お年寄りが目が輝き、子供を大切にしている、その一つの方向性が見えてきたという思いがございまして。ですので、まずは環境整備というのは心の整備からも必要ではないかという思いがあります。それはこの町がすばらしい町であるという誇りが持てるという心です。それから、人にも、町外の人にもこの町はすばらしいということを言える町民をつくること、それがすべてに繋がっていくんだという思いから、そのような教育もこの中に盛り込んであるということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第20号から議案第26号までは11名の委員で構成する予算特別委員会に付託したいと思います。

異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号から議案第26号までは予算特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く11名の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会は議長を除く11名の委員を選任することに決定しました。

---

◇

**◎日程第29 発議第1号 川根本町議会委員会条例の一部を改正する  
条例について**

○議長（太田侑孝君） 日程第29、発議第1号、川根本町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

お諮りします。

発議第1号は会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから、発議第1号、川根本町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、川根本町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◇

**◎発言の訂正**

○議長（太田侑孝君） 建設課長、大村建設課長。

○建設課長（大村浩美君） すみません、議案第12号、町道路線の変更について、訂正をお願いします。

開設した路線を町道上長尾田野口停車場線と説明をさせていただきましたが、町道高郷田

野口停車場線です。訂正をお願いします。

○議長（太田侑孝君） 後で全員確認したいと思います。



◎散 会

○議長（太田侑孝君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は3月15日午前9時に開会し、議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前10時20分